

資料

明治三年の知事教諭

その全文と史料としての意義

資料提供 直川村・會員 村上 實
解説 羽柴 弘

教諭

人としてその道を守らんに、総て父は義理を奉らして能其家内を正し、母は慈愛にして能其下を養ひ、兄は弟を憐み、弟は兄さうれまひ、子は孝を盡して親の心づかひなきよう能つかへ、舅姑は嫁を我生みし子の如くあはれみ、嫁としては實父母のごとくつかへ、夫婦は互に恩義を守りともに世を渡り當むべし。然るに何のゆえなくして妻を出し、或は女の道を失ひて夫の家を出るは、皆恩義を忘れたるなり。
朋友は萬事偽なく、互に實情を以て相交り、悪事あらば異見を加へ、善き事あらばこれをほめ、若し難に逢て苦む者あらば打寄て救ひ恤み、吉凶の事ある時は其禮を深切にいたすべし。
衆角に人は心正直に義理深く、法度を堅く守り、己の業を精出すこそ善人にて、則ち神の幸をも蒙り、又人の恵をもうけ、其家祭之子孫繁昌すべけれ。若し氣随我従にして此の業をつとめず、親子兄弟夫婦の間をつまじからず、朋友に偽多く法度に背く者は

解説

悪人にて神の御心にも叶はず、人にも見はなされ、終には咎にも掛るなり。仍ち藩内の者共、右の筋相守るべき事肝要なり。
此書竹内皆人、目前の壁に以て置、文字にあたらぬものは人々に尋ね朝夕に見るべし。故に家毎にせきめて、家内召仕ひのものまで能くせしへ導くべきものなり。
明治三庚午年七月 知事

(注) 説書の原を考へ、変態仮名と普通仮名にちかし、句讀点と篇し、漢字にはルビを付けたが、文章は原文のまま。

- 一、まず「明治三年七月」という年月について、——明治三年毛利高謙は佐伯藩の版籍を奉還し、佐伯藩が置かれ、高謙は引継ぎ藩知事に任ぜられ、旧家老以下上級藩士が執政、参政、公議人となって、果敢に當つていた。だからこの明治三年七月は、一段落ついた一年後の布告である。
- 二、従つて「知事」とあるは、佐伯県藩知事毛利高謙である。
- 三、「教諭」というと、今日では学校教師の職名に使っているが、ここでは文字の字義通りで、諭告又は告諭の意味である。
- 四、用紙は和紙、winitomitsuraの大きさ、佐伯県内全戸に配つたと見えて字が女漢字より文で木版印刷と思われる。
- 五、諭告の内容は、維新か新政のことに全くふれてなく、専ら当時の国民道徳の基盤といえる、一家に於ける親子兄弟、嫁と舅姑との親和をすすめる(第一段)、朋友関係の交友をすすめる(第二段)、総括して社会秩序をまもり、良い社会人たること(第三段)を求めている。
- 六、佐伯藩では明治三年十月に禁固騒動が起つていたので、その動機や、新政に対する不満等を押さえるために、このような教諭を發したものと考へられる。
- 七、この資料は、提供者南海郡直川村大字横川村上実氏所蔵、よく維新直後の民政を物語る貴重な資料である。

(以上)